

厚生労働省 教育訓練給付制度

労働者の雇用の安定と再就職の安定を図るために設けられた、厚生労働省支援による制度です。当校の介護職員初任者研修はこの制度の適用講座として厚生労働省より指定を受けています。対象者には講座終了後に、支払った受講料の一部給付がハローワーク（公共職業安定所）から受けられます（条件有り）。対象者、還付金額など、下記及び裏面をご確認下さい。

● 対象者

① 雇用保険の一般被保険者の方

被保険者期間が通算3年以上の方。初めて給付を受ける方は1年以上でも可。

② 雇用保険の一般被保険者であった方

一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）から受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方。初めて給付を受ける方は1年以上でも可。

※受講開始日に満66歳になっている方は本制度の対象となりません。

※雇用保険の一般被保険者でなくなった日から1年以内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により教育訓練を受けることが出来ない旨を公共職業安定所長に申し出た場合には、1年に当該理由により教育訓練を受けることが出来ない日数を加えた期間（4年を限度）内に教育訓練を受講開始した場合も教育訓練給付金の支給対象になります。（教育訓練給付適用対象期間延長申請書の提出が必要）

※いずれもご自分で受講料を支払われた方に限ります。

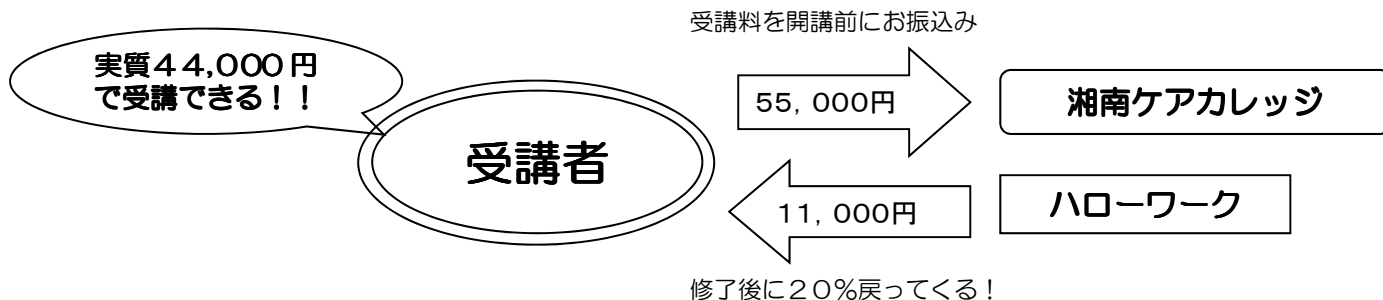
※教育訓練給付金の申請を希望される方は、事前にご自身が給付対象者であるかをお住まいの地域を管轄するハローワーク（公共職業安定所）にてご確認ください。

（本給付制度を利用する場合、受講料はご本人様名義でのみお支払いいただけます）

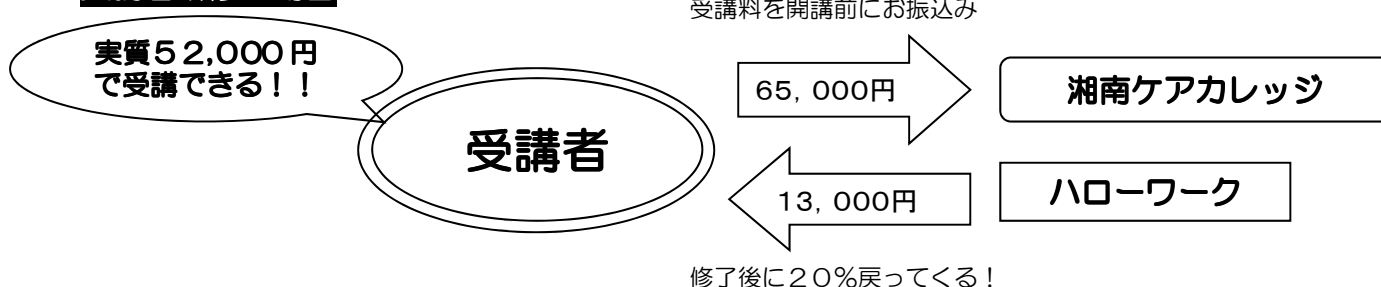
● 給付金額

対象講座を受講して修了した場合、その受講のために受講者本人が支払った受講料の20%に相当する額を講座修了後にハローワーク（公共職業安定所）より給付します。ただし、その20%に相当する額が、10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。

介護職員初任者研修の場合



実務者研修の場合



● 手続き方法

◎ お申込み時

- ① 希望される方は、お申込用紙の備考欄に「教育訓練給付金制度を利用」とご記入の上、FAXまたは郵送でお送りください。
(開講前に、ご自身が制度の対象者であるかどうかをお住まいの地域を管轄するハローワーク(公共職業安定所)にてご確認いただくことができます。ハローワークに備え付けの「支給要件照会票」に必要事項をご記入の上(要印鑑)、ご提出ください。)
- ② お申込み用紙が届きましたら「受講確認書」をお送りいたしますので、ご受講料をお振込みください。その際、必ず受講されるご本人様の名義でお願いいたします。
- ③ 開講式から修了までは通常通りにご受講ください。

◎ 講座修了時

- ① お申込み時に教育訓練給付制度の利用をご希望された方には、講座修了後に修了証明書を発行する際に、「支給申請用紙一式」を一緒にお送りいたします。
- ② 案内書にしたがって申請書を作成し、**修了証明書に記載の修了日より1カ月以内**にお住まいの地域を管轄するハローワーク(公共職業安定所)にご提出(持参)ください。

<支給申請用紙一式の内容>

- ◆教育訓練給付金支給申請書 ◆教育訓練修了証明書 ◆受講料領収書

<ハローワーク(公共職業安定所)に申請書を提出する際に必要なもの>

- ◆雇用保険被保険者証または受給資格証
- ◆雇用保険被保険者等の住所又は居住を確認出来る官公庁の発行した書類
- ◆教育訓練修了証明書
- ◆受講料領収書

<申請書に記載する講座の指定番号>

- ◆介護職員初任者研修 平日クラス・・・633731320017
- ◆介護職員初任者研修 土曜・日曜クラス・・・633731320020
- ◆実務者研修・・・633731620017

- 全ての手続きが終了しますと、給付金がハローワークよりご本人様の指定口座に振り込まれます。